

5. ド イ ツ

高齢者の学習・社会参加活動に対する支援のあり方や現状について、ドイツの場合を見ることにする。ここでも、高齢者の学習活動に対する支援について、まず、施設調査と行政調査の結果から、その概要を見ることにする。そして、現地調査によって得られた資料などを具体的に示しながら、現状を示すことにしよう。

(1) 行 政 調 査

ドイツでの行政調査を行った対象はフランクフルト市教育当局である。

ア. 高齢者の学習活動支援

行政が高齢者の学習活動支援についてどのような施策をとっているか、現状を見ることにする。

① 成人や高齢者の教育・学習活動のための施策の実施状況

教育・学習活動のための行政部局による施策の実施状況の概略は以下のとおりである。

1) 学習活動の機会についての相談

「学習活動の機会についての相談」については、行政施策としては、「高齢者対象で現在実施している」というのが現状である。

2) 学習機会の提供

「学習機会の提供」については、行政施策としては、同じく、「高齢者対象で現在実施している」というのが現状である。

3) 利用料金の無料化

「利用料金の無料化」については、行政施策としては、同じく、「高齢者対象で現在実施している」というのが現状である。

4) 学習場所までの送迎

「学習場所までの送迎」については、行政施策としては、「高齢者対象で実施する計画がある」としてしている。

5) 手すり、スロープ等施設の整備

「手すり、スロープ等施設の整備」については、行政施策としては、「高齢者対象で現在実施している」というのが現状である。

② 高齢者教育のための補助金の出損状況

民間団体・機関が高齢者の教育活動に関して行う事業について、上で見たそれぞれのような事業について、行政機関の部局として補助金を出しているかどうかという、「高齢者教育のための補助金の出損状況」を見ると次のようである。

1) 学習活動の機会についての相談

民間の団体・機関が行う事業で、「学習活動の機会についての相談」については、行政として、「補助金を出している」という現状にある。

2) 学習機会の提供

「学習機会の提供」については、行政としては、「補助金を出していない」という現状にある。

3) 利用料金の無料化

「利用料金の無料化」については、行政として、「補助金を出している」という現状にある。

4) 学習場所までの送迎

「学習場所までの送迎」については、行政としては、「補助金を出していない」という現状にある。

5) 手すり、スロープ等施設の整備

「手すり、スロープ等施設の整備」については、行政として、「補助金を出している」という現状にある。

③ 高齢者のための審議会や委員会の組織状況

高齢者のための教育・学習活動を促進するための施策を決めたり、プログラムを策定するための審議会や委員会などを設けているかという、「高齢者のための審議会や委員会の組織状況」については、「成人教育のための審議会で行っている」ということであり、高齢者の教育は成人教育を含めて検討されている。

④ 団体や事業に対する支援の内容

高齢者教育を行っている団体や事業に対して、どのような支援を行政の部局が行っているかという「団体や事業に対する支援の内容」については、次のような状況である。

1) 資金援助

高齢者教育を行う団体や事業にたいする「資金援助」は、行政として、「支援している」という現状にある。

2) 団体間の連絡調整

「団体間の連絡調整」については、行政として、「支援している」という現状にある。

3) プログラムに関する説明

「プログラムに関する説明」については、行政としては、「支援していない」という現状にある。

4) プログラム以外の活動に関する説明

「プログラム以外の活動に関する説明」については、行政として、「支援している」という現状にある。

5) 講師・指導者等の紹介

「講師・指導者等の紹介」については、行政としては、「支援していない」という現状にある。

6) 当該事業のPR

「当該事業のPR」については、行政として、「支援している」という現状にある。

⑤ 教育・学習活動の促進方法

行政部局の担当者として、行政が高齢者の教育・学習活動をどのように促進すべきかという、

「教育・学習活動の促進方法」については、「行政が民間団体・機関を支援する」のが望ましいと考えられている。すなわち、直接高齢者の教育・学習活動を組織し、支援するのではなく、団体や機関の活動を支援・援助することによって、高齢者の教育・学習活動の促進を図ろうとしている。この点では、施設の担当者の意見と一致している。後で見ると、施設の担当者の意見でも、7割を超える施設の担当者が「行政が民間団体・機関を支援する」ことが望ましいとしている。

イ. 高齢者の社会参加活動支援

次に、行政部局が高齢者の社会参加活動に対し、どのような支援を行っているかについて、現状を見ることにする。

① 高齢者の社会参加活動支援の施策の実施状況

高齢者の社会参加活動に対する行政部局の施策の実施状況は以下のとおりである。

1) 社会参加活動に関する相談

高齢者に対する「社会参加活動に関する相談」については、「高齢者対象で現在実施している」。

2) 活動の上で生じた諸経費に対する援助

「活動の上で生じた諸経費に対する援助」については、「成人向けとして実施している」ということで、高齢者だけを特別な対象としているわけではない。

3) 社会参加活動に関する広報・PR

「社会参加活動に関する広報・PR」については、「高齢者対象で現在実施している」。

4) ボランティア活動をしたい人の活用

「ボランティア活動をしたい人の活用」については、「高齢者対象で現在実施している」。

② 高齢者の社会参加活動のための審議会や委員会の組織状況

高齢者が社会参加活動を行っていく上での、行政部局からの働きかけの一つとして、施策やプログラム策定の委員会などの組織を設けるといことがあるが、「高齢者の社会参加活動のための審議会や委員会の組織状況」については、「成人教育のための審議会で扱っている」とされ、高齢者を成人の中に含めての対応がなされている。

③ 高齢者の社会参加活動のための団体や事業に対する支援の内容

行政部局による、高齢者の社会参加活動を行っている団体や事業に対する支援の内容については、以下のとおりである。

1) 資金援助

高齢者の社会参加活動のための団体や事業に対する「資金援助」については、「支援している」ということで、援助が行われている。

2) 団体間の連絡調整

「団体間の連絡調整」についても、「支援している」ということで、援助が行われている。

3) プログラムに関する説明

また、「プログラムに関する説明」についても、「支援している」ということで、援助が行

われている。

4) プログラム以外の活動に関する説明

「プログラム以外の活動に関する説明」についても、「支援している」ということで、援助が行われている。

5) 講師・指導者等の紹介

「講師・指導者等の紹介」についても、「支援している」ということで、援助が行われている。

6) 当該事業のPR

「当該事業のPR」についても、「支援している」ということで、援助が行われている。

④ 社会参加活動の促進方法

行政部局の担当者が考える、高齢者の社会参加活動を促進するための方法、あり方については、「行政が民間団体・機関を支援する」ことが最もよいと考えられており、施設の調査で回答の多かった担当職員の考え方とも一致している。

(2) 施設調査

ドイツでの施設調査の対象となったのはフランクフルト市（一部オッフェンバッハ市を含む）であり、21施設を調査した結果である。

ア. 高齢者の学習活動支援

施設における成人や高齢者の教育・学習のための施策の実施状況について、どのようなことが行われているかを見ると、次のような現状である。

① 成人や高齢者の教育・学習活動のための施策の実施状況

高齢者の教育・学習活動についての施策の実施状況は概略以下のとおりである。

1) 学習活動の機会などについての相談

高齢者を含む成人の学習者が学習活動を行う際に必要となる、「学習活動の機会などについての相談」については、「高齢者対象で現在実施している」という施設が47.6パーセント、「成人教育として実施している」という施設が19.0パーセントである。さらに、「高齢者対象で実施する計画がある」という施設が9.5パーセントである。このように見ると、3施設に2施設の割合で実施していることになる。

2) 学習機会の提供

高齢者を含む成人の学習のための機会提供については、「高齢者対象で現在実施している」という施設が61.9パーセント、「成人教育として実施している」という施設が4.8パーセントである。「高齢者対象で実施する計画がある」という施設が4.8パーセントである。学習機会の提供についても、およそ3施設に2施設の割合で実施していることになる。

3) 利用料金の無料化

高齢者を含む成人の学習活動などに関わって、施設を利用する料金の負担軽減につながる

「利用料金の無料化」については、「高齢者対象で現在実施している」という施設が76.2パーセントである。

4) 学習場所までの送迎

施設が行う学習機会提供など、高齢者の学習活動を促進したり、援助する施策の一つである「学習場所までの送迎」については、57.1パーセントの施設で「高齢者対象で現在実施している」としている。

5) 手すり、スロープ等施設の整備

高齢者が学習活動等を行う場合に高齢者にとってより利用しやすく、また、施設利用を安全に行うための施策がどの程度の施設で行われているかについては、42.9パーセントの施設が「高齢者対象で現在実施している」としている。

表5-2-1 成人や高齢者の教育・学習活動のための施策

	総数	高齢者対象で現在実施している	高齢者対象で計画している	成人教育として実施している	いずれでもない	わからない
学習活動の機会等についての談	21	10	2	4	5	-
学習機会の提供	21	13	1	1	6	-
利用料金の化	21	16	-	-	5	-
学習場所までの送迎	21	12	-	-	9	-
手すり、スロープ等施設の整備	21	9	-	-	12	-

② 高齢者教育の促進方法

施設の担当者が、それぞれの施設において高齢者の教育・学習活動を促進するためには、どのような方法をとるべきかと考えているか、「高齢者教育の促進方法」ということについては、71.4パーセントが「行政が民間団体・機関を支援する」としている。また、「行政が活動を直接組織する」というのが、14.3パーセント、「高齢者自身の活動にまかせる」というのが14.3パーセントである。行政が高齢者の学習活動を促進する際、どのように関わるべきかについては、7割を超える施設の担当者が学習者の活動を直接組織するのではなく、間接的に、高齢者の団体や機関を支援する方法をとるべきであると考えているといえる。

表5-2-2 高齢者の学習活動の促進方法

総数	行政が活動を直接組織する	行政が民間団体・機関を支援する	民間団体・機関の活動にまかせる	高齢者自身の活動にまかせる	その他	わからない
21	3	15	-	3	-	-

イ. 高齢者の社会参加活動支援

施設による社会参加活動を支援する施策のあり方を見ると次のような現状である。

① 高齢者の社会参加活動のための施策の実施状況

教育・学習ではなく、高齢者の社会参加活動についての施策の実施状況は概略以下のとおりである。

1) 社会参加活動に関する相談

「社会参加活動に関する相談」については、施設の42.9パーセントは、「高齢者対象で現在実施している」というのが現状である。4.8パーセントは「成人向けとして実施している」。合わせておよそ半数の施設で実施されていることになる。

2) 活動の上で生じた諸経費に対する援助

「活動の上で生じた諸経費に対する援助」については、施設の33.3パーセントは、「高齢者対象で現在実施している」というのが現状である。4.8パーセントは「成人向けとして実施している」。

3) 社会参加活動に関する広報・PR

「社会参加活動に関する広報・PR」については、施設の42.9パーセントは、「高齢者対象で現在実施している」というのが現状である。

4) ボランティア活動をしたい人の活用

「ボランティア活動をしたい人の活用」については、施設の71.4パーセントは、「高齢者対象で現在実施している」というのが現状である。4.8パーセントは「成人向けとして実施している」。

表5-2-3 高齢者の社会参加活動のための施策

	総数	高齢者対象で現在実施している	高齢者対象で実施する計画がある	成人教育として実施している	いずれでもない	わからない
社会参加活動に関する相談	21	9	-	1	11	-
活動の上で生じた諸経費に対する援助	21	7	-	1	13	-
社会参加活動に関する広報・PR	21	9	-	-	12	-
ボランティア活動をしたい人の活用	21	15	-	1	5	-

② 高齢者の社会参加活動に対する国・地方公共団体からの支援

施設が高齢者の社会参加活動を図っていく上で国や地方公共団体から何らかの支援を受けているかどうかについて、その内容については、次のような現状にある。

1) 資金援助

施設が高齢者の社会参加活動を行う上で、国や地方公共団体からの「資金援助」を受けて

いるかどうかについては、80.0パーセントが「受けている」とし、20.0パーセントが「受けていない」としている。施設の多くが受けているとしながらも、資金援助なしで行っているところもある。

2) 税制上の優遇措置

「税制上の優遇措置」については、「受けている」という施設が46.7パーセント、「受けていない」という施設が46.7パーセントで、半々である。因みに、「わからない」という回答も6.7パーセントある。

3) 団体間の連絡調整

施設が行う高齢者の社会参加活動のための「団体間の連絡調整」に対し、行政からの援助を受けているかどうかでは、40.0パーセントが「受けている」が、それより多い53.3パーセントの施設では、「受けていない」としている。「わからない」というところも6.7パーセントある。

4) プログラムに関する説明

「プログラムに関する説明」については、26.7パーセントが「受けている」とし、66.7パーセントは「受けていない」としている。およそ3分の2は、受けていないのが現状である。

5) プログラム以外の活動に関する説明

「プログラム以外の活動に関する説明」については、20.0パーセントが「受けている」としているが、73.3パーセントの施設は「受けていない」としている。

6) 講師・指導者等の紹介

「講師・指導者等の紹介」については、53.3パーセントが「受けている」しており、40.0パーセントは「受けていない」としている。行政からの「講師・指導者等の紹介」を援助してもらおう施設の方が多い現状である。

7) 当該事業のPR

「当該事業のPR」については、20.0パーセントが「受けている」とし、73.3パーセントは「受けていない」というのが現状である。施設独自にPR活動を行う場合が多い。

表5-2-4 高齢者の社会参加活動に対する国・地方公共団体からの支援

	総数	受けている	受けていない	わからない
資金援助	15	12	3	-
税制上の優遇措置	15	7	7	1
団体間の連絡調整	15	6	8	1
プログラムに関する説明	15	4	10	1
プログラム以外の活動に関する説明	15	3	11	1
講師・指導者等の紹介	15	8	6	1
当該事業のPR	15	3	11	1

③ 高齢者の社会参加活動の促進方法

施設職員が高齢者の社会参加促進の方法をどのように考えているかについては、71.4パーセントは「行政が民間団体・機関を支援する」という方法がもっともよいと考えている。次が、「高齢者自身の活動にまかせる」で、14.3パーセントである。また、「行政が活動を直接組織する」というのは9.5パーセントであり、「民間団体・機関の活動にまかせる」といのは4.8パーセントである。

表5-2-5 高齢者の社会参加活動の促進方法

総数	行政が活動を直接組織する	行政が民間団体・機関を支援する	民間団体・機関の活動にまかせる	高齢者自身の活動にまかせる	その他	わからない
21	2	15	1	3	-	-

(3) 高齢者の学習活動と社会参加活動を結びつけるプログラム

最後に、高齢者の学習活動と社会参加活動とを結びつけるプログラムについて現状を見ることにする。現在実施されているか、今後の計画はあるかという点での、「高齢者の教育・学習活動と社会参加活動を結びつけるプログラムの実施状況」である。

ア. 行政調査、施設調査に見られる特徴

① 行政の場合の学習活動と社会参加活動を結びつけるプログラム

行政部局における「高齢者の教育・学習活動と社会参加活動を結びつけるプログラムの実施状況」については、「2～3年のうちに実施する計画がある」ということで、今後の課題となっているようである。

② 施設の場合の学習活動と社会参加活動を結びつけるプログラム

施設における「高齢者の教育・学習活動と社会参加活動を結びつけるプログラムの実施状況」については、「現在実施している」という施設が76.2パーセントであり、「2～3年のうちに実施する計画がある」という施設が23.8パーセントである。4分の3は既に実施されている。

表5-3-1 高齢者の学習活動と社会参加活動を結びつけるプログラム

総数	現在実施している	2～3年のうちに実施する計画がある	実施する計画もない	わからない
21	16	-	5	-

イ. 特色ある事例

高齢者の学習活動と社会参加活動を結びつけるプログラムの中で、特色ある事例としてとして、「ソーシャルワーク会館の高齢者教育の観点に立った高齢者活動について」があげられる。

概要については、後掲の資料を参考にしてほしい（資料5-7）。

(4) 高齢者の学習機会とプログラム例

① 大学における学習機会

1996年にドイツ教育学術省が編集した『高齢者のための大学案内』から、高齢者教育あるいは高齢者が学ぶということについての考え方や、実際の学習プログラムについて見ることにしよう。

資料5-1～資料5-3は、ドイツ教育学術省が編集した『高齢者のための大学案内』1996年版に見られる記載である。資料5-1には、高齢者にとっての学習の必要性、高齢者の学習の可能性、高齢者が大学で学ぶことの成果等、その考え方が示されている。資料5-2では、高齢者が大学で学ぶ際の学習方法・形態、内容、あるいは、大学という学習機会についての制度や仕組み、大学で学ぶ高齢者数などのデータが示されている。さらに、資料5-3では、実際に大学が提供している高齢者のためのプログラムについて、紹介がされている。実際の具体的なプログラムやコースについては、資料5-4、資料5-5を参照してほしい。なお、資料5-4は第三期の大学（U3L）の開催事業の目次であり、具体的な内容の概略は資料5-5（抄訳）に示してある。

資料 5-1

第I部 高齢の成人が大学で学ぶということ

1. 退職後、家族生活終了後の生活段階の変化

退職後の、家族生活終了後の生活段階は、今世紀に入り、歴史的、文化的、技術的、そして政治的影響によって大きく変化している。より多くの人々が、高齢化を迎えている。とくに高齢の成人で、肉体的にも健康で積極的な生活を送る人々の数が増えてきている。活発な就業生活からリタイアした後に、さらに20年から30年、「年金生活」で生きなければならない人も生まれている。55歳から65歳の間に退職した多くの人々が、自分たちはまだ年老いていないと感じているにもかかわらず「十分な年金」を受け身で享受していることについてはほとんど疑問視されない。退職によって、また子育てなどの家族的義務からの解放によって、生活状況は変化をとげる。そのための再方向づけが必要になるのである。

どのように「余暇時間」を使い始めたらよいのだろうか。時間、日、週、月、年をどのように満たしたらよいのだろうか。高齢者は、人生の半ばと人生の後半との間に置かれている。彼らは何かをするための時間には不足していない。多くの人々は何か活動したいと切望するものの、これといった活動領域がないのである。趣味だけでは人生を満たせないだろう。意味のある人生形成が求められている。職業的義務から離れることや、家族生活上の課題が減少することは、新たな始まりのきっかけにもなるのである。

例えば年金生活を送ることによって人々は職業要請からも、職業に条件づけられた日常生活からも解放される。「年金生活者」には「自由にふるまえる」時間がある。しかし彼は、自分で「何かしよう」と考えなければならないし、新しい生活目標を立てなければならないし、変化しつつある日常に時間的リズムを与えなければならない。彼は、今自分の前に横たわっている生活の局面をどのように作り上げたら良いか、自分で決断しなければならない。そこには困難もあるだろうが、同時に時間の使い方や内容について自ら決めるチャンスが、職業的な報酬によらずに決定するチャンスがあるのである。

高齢期の段階は多くの層をもっている。調査を通じてわれわれは、55歳から65歳までの生活スタイルや生活の土台がきわめて多様であることを知っている（参照、Sinus & Becker 1991）。それらの中には「家庭生活への義務意識」という項目がある。それは年金生活になってもそのまま引き継がれる意識で、すでに手に入れたものを就業段階や家庭生活の後でも保持したいと思うような家庭生活意識である。例えば、住居、住宅、庭園、

趣味、とくに家族にとってもっとも重要な生活内容である。

「安全志向および共同志向」という項目は、就業生活のリズムに規定されてきた日常を変えて、新しい生活に適用しようとはしないという志向性をさしている。「年金生活者」は、これまで一所懸命働いて手に入れた事がらすべてを、退職後に享受しようとするだろうし、以前は時間がとれず果たせなかった願望を実現させようと思うのである。精神的な余暇プログラムに対する需要は高くなっている。多くの人々はしかし、まだ不安を感じており、肉体的な活動の制限に対する不安や、社会的孤立への不安、加齢と結びついている物理的損失への不安などを抱えている。

「受け身とあきらめ」という項目には、社会的および物理的に不利な生活状況や、無力感・あきらめ・失望といった感情と結びついた悲観的な生活状況が含まれる。それらは生活要求を固定化させてしまい、かなりの程度現状に満足を感じさせてしまう。少なからず多くの人々が、自分の人生はあざむかれたと感じ、否定的な人生観をもつのである。

高齢期の成人の現実の生活と意識は、明らかなコントラストをなしている。というのは、たとえ、年老いたと感じず、「年寄り」とは思われていなくとも、「活発で新しい高齢者」などといわれるからである。退職後で家庭生活終了後の人生段階が提供してくれる機会や余暇を、かれらは積極的に利用しようとする。自己実現や創造性への努力、パーソナリティの成長や新しいものへの開拓への努力、自分を高めさらに発展させようという願望への努力といったことが、この高齢者の意識を特色づけている。こうした特性を身につけているのは、市民大学や高齢者向きの大学事業のプログラムを頻繁に利用する高齢成人グループに見られる。

(以下略)

資料 5-2

第Ⅱ部 シニア学習についての一般的情報

1. 学習形態

高齢者やシニアにとって、ドイツの大学で学ぶ可能性は様々にある。

a) 正規の学習

正規の学習 (Ordentliches Studium) は、例えばアビトゥアのような大学入学資格と関わっている。どんな専門分野であっても、入学制限がある。学習の中身や構成は、学習体系に規則づけられる。大抵は、必修をともなう授業プランがある。大学での学習の期間は原則として、ゼミナール証明書や中間試験などの形で、一定の証書が必要になる。学習は大学修了試験 (例えばディプローム) で修了する。ディプロームやマギスター段階の学習を了えると、ドクター論文の申請を行うことができる。大学入学資格をもった高齢者は、ドイツのあらゆる大学で学習を始めることができる。ドイツ連邦共和国では、一つの大学に約3,500から6,500人の高齢者が正規の課程で学習をしている。

b) 聴講生としての学習

聴講生としての学習 (Gasthörerstudium) は、一つ一つの学習領域での継続教育に貢献する。もし特定の学問領域を、試験や修了証書を必要とせずに継続的に学習し、知識をリフレッシュしたいと希望する人がいるならば、聴講生になることができる。アビトゥアなどの大学入学資格は原則として、聴講の前提にはならない。バイエルン州のみ聴講生としての履習に学生と同様の資格を求めている。しかしながらいくつかの大学は例外を認めており、シニアの学歴、職業経験、あるいは特別の関心を求めているところもある。聴講生は、特別な資格を求める分野や特殊なゼミナール、実習を除いて、原則として幅広い専門分野を選択できる。聴講生は自分で学習計画を立てられるし、立てなければならない。そのための大学での相談事業や学習援助は存在しない。聴講生の学習のための組織はしばしば、コンタクト・プレイス、学術的継続教育センター、継続教育学習センターなどの大学の特別な施設に用意されている。そこでは認可、授業料などに関する情報を提供している。聴講生の団体をつくる可能性は、ドイツのすべての大学にある。ドイツでは一つの大学内の3,500人から6,000人の高齢者が、聴講生団体を求めているという。

c) シニア学習

シニア学習 (Seniorenstudium) は、聴講生としての学習の特殊な形態である。シニ

ア学習者は原則として、「特別聴講生」として登録される。普通の聴講生としての学習と異なるところは、シニア学習の多くでは、大学が高齢者やシニアのための学習を、特別な相談事業、オリエンテーション事業、援助事業によって支援することになっている点である。ただし、ドイツにはシニア学習についての統一モデルがあるわけではない。シニア対象の教育事業は、例えば正規の教育事業が高齢者に開放されている場合でも、高齢者用の構造化された学習プログラムが用意されている場合でも、退職後の資格を提供する場合でも、大学側からは「シニア学習」と名づけられている。そして高齢者が聴講できる講演会に対しても、(まれではあるが)シニア学習と言われることがある。大学はしばしば、特別な講義要項を作成して、学習を希望する高齢者のオリエンテーションを実施している。ただし多くは、学習内容も学習期間も書かれていない。1995年現在ではドイツの35の大学で、シニア学習への参加が可能になっている。12000名を超える高齢者やシニアがドイツの大学でシニア学生として登録されている。

2. 学習の組織

学習の組織については以下のようなヒントが、高齢の学習初心者には参考になる。個々の大学の事業については第Ⅲ部を参照してほしい。

a) 入学

シニア学習を受け入れるための登録制度が整いつつある。原則として、聴講生としての入学が要求されている。アビトゥアなどの大学入学資格は必要ではない。シニア学習への登録は一般に、大学の学生課で行われる。そこでは、入学書類が用意されている。登録は各学期ごとに新たに行われなければならない。

b) 学籍

学籍のために、特定の授業を受けたいという目的の説明を書類で提出する必要がある。これによって学籍の登録が行われる。ただし、いくつかの大学ではシニア学習に学習準備を求めている。

c) 授業料

ほとんどすべての大学でシニア学生に授業料を求めている。授業料は大学ごとに異なっている。多くは、授業料はシニア学生が選択する授業数に応じて決めている。いくつかの大学では授業料の優遇(割引)を行っている。

d) 授業形態

「講義 (Vorlesung)」は、講師が特定のテーマについて話をする授業形態である。たいていは質問の機会が与えられ、ディスカッションが行われる場合もある。講義は多くの学期で行われている。しばしば、受講者を専門領域に導き入れる目的をもった入門講義も存在する。受講者には講義の予習と復習が期待される。講師が提供する文献リストがその際に参考になる。

「ゼミナール (Seminar)」は講義に比べて対話的な形態である。専門領域によって、大学の教室の大きさによって、またテーマによって参加者数は様々である。原則的にゼミナールには15人から30人ほどの学生が参加する。学生にはゼミナールに対して、発表とディスカッションによる参加が求められる。聴講生は一般に発表する義務がある。ゼミナールは多くの場合特別なテーマや、専門分野からの問題を深めるのに役立つ。ゼミナールの前にプロゼミナールに参加するのがよい。予習と復習には原則として(ゼミナールのテーマの書物や雑誌をそろえてある図書館などのように)なんらかの準備が必要である。

「プロゼミナール (Proseminar)」は基礎段階のゼミナールである。この対話的な授業は専門領域の初心者向であり、入門的な性格を持っている。そこでは専門領域に関して選ばれた問題に即して入門的な説明がなされる。時には一般の、あるいは特定専門領域の学術的な研究のテクニックについて学ぶ機会もある。

「実習 (Übung)」は実用的な課題を解決することを目的としている。しばしば講義の内容に関わった実習が行われる。

「コロキウム (Kolloquium)」はゼミナールに似たものであり、講師と学生が学術的テーマについて対話することに重点をおいている。特に後期の学期にいる学生、試験を受ける前の学生、博士論文執筆者が対象になる。コロキウムでは部分的に、様々な研究が行われ、ディスカッションされる。特定の試験に関わる場合もある。

ここにあげた授業形態のすべては原則として、冬学期と夏学期の最初の一週間がたつてから開始される。

「学期と学期の間の休み」は試験の予習と復習にあてられる。とくに指定がない場合は授業は、「学術的な15分 (c. t. = cum tempore)」と呼ばれる15分遅れで始まる。授業時間は45分間である。月曜日の8時から10時までとなっているゼミナールは、8時15分に始まり9時45分に終わることを意味している。8時30分のように分を指定している授業では、あるいは s. t. (sine tempore) と書いてある場合は、その時間どおりに始まる。

3. ドイツの大学での高齢学習者の人数

次の図表はドイツの大学に在学する高齢者の学習者の数(図表1)、シニア学生の男女の数(図表2)、および高齢学習者の年齢の分類(図表3)を示している。出典は、Saup, W., Schaufler, B. & Schröppel, H.: Universitäre (Weiter-) Bildung für ältere Erwachsene und Senioren. Augsburger Berichte zur Entwicklungspsychologie und Pädagogischen Psychologie Nr.64. Universität Augsburg. 1994.

Abbildung 1 : Anzahl älterer Studierender (高齢学習者数)

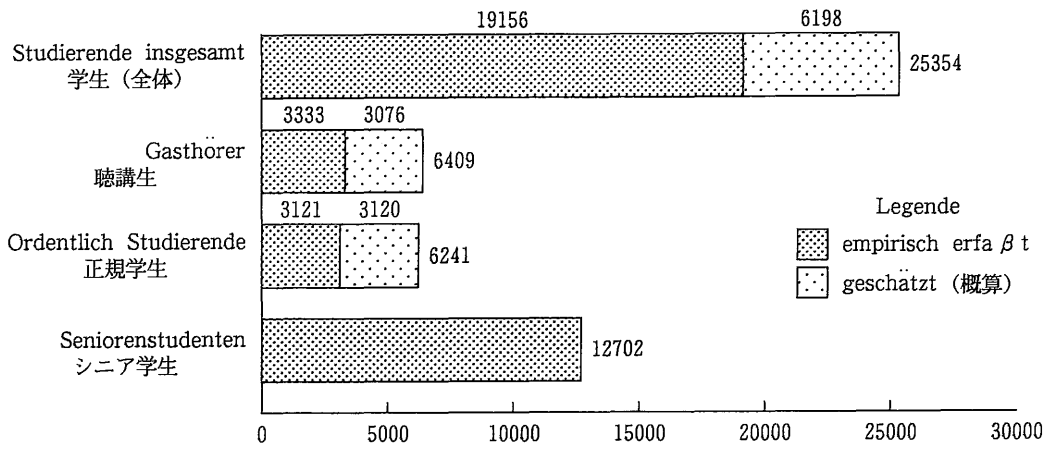


Abbildung 2 : Geschlechtsverteilung älterer Studierender (高齢学習者の性別)

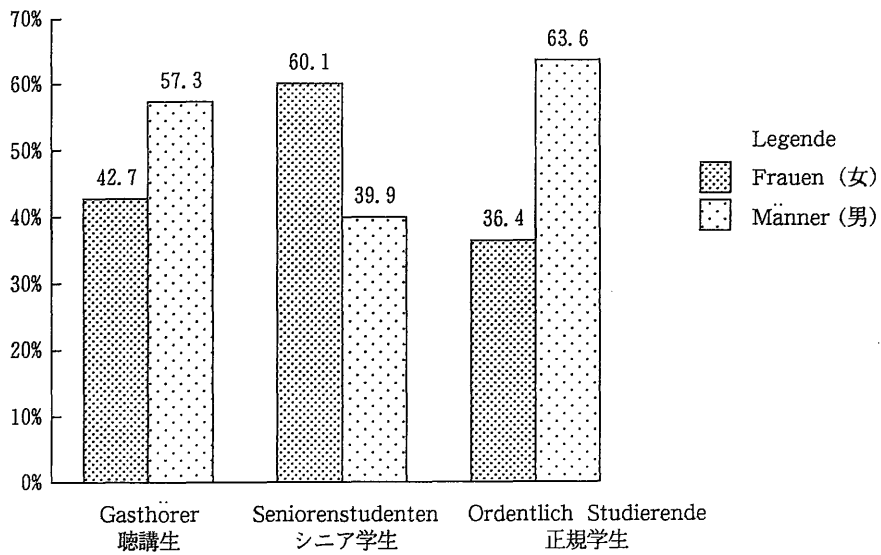
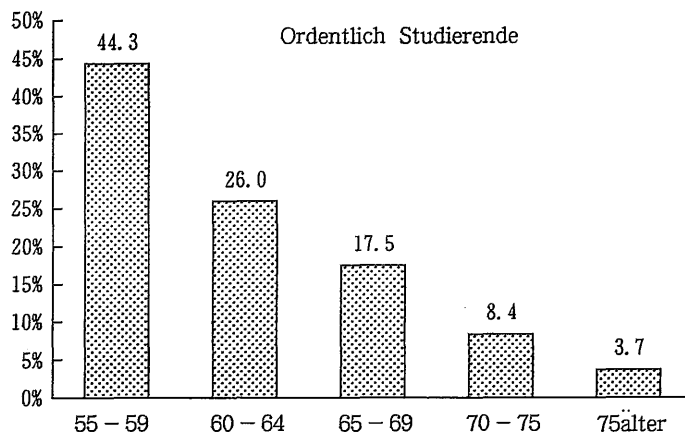
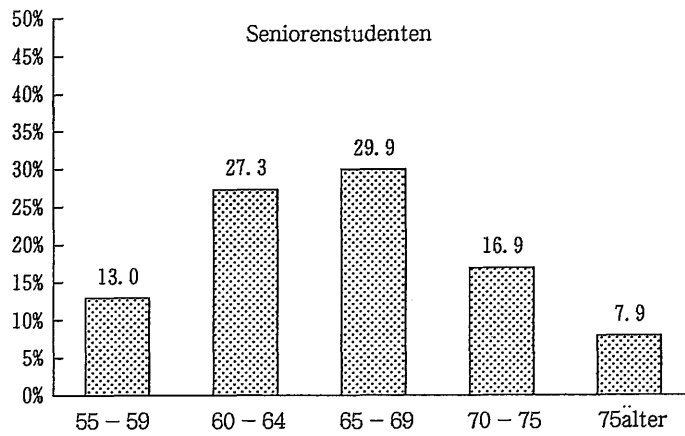
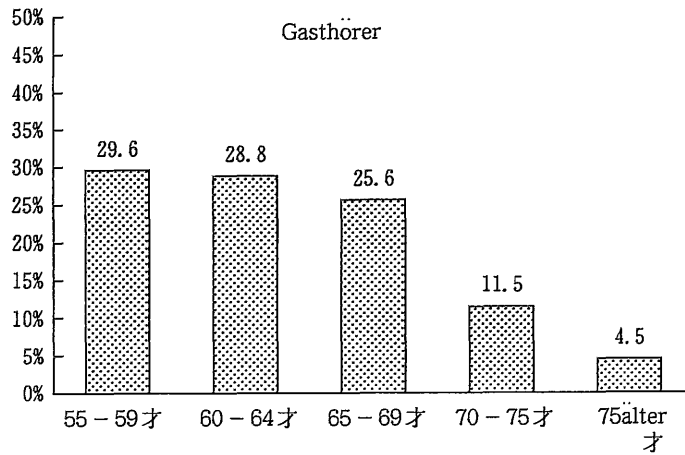


Abbildung 2 : Altersverteilung älterer Studierender (高齢学生の年齢)



資料 5-3

第三部 ドイツの大学が提供している高齢者のためのプログラム

12. フランクフルト大学

フランクフルト大学は1914年に、フランクフルト王立大学として設立された。1932年にはゲーテ没後100年を記念して現在の名称になった。大学は22の専門領域と100以上の機関を持ち、ヘッセン州第一の大学である。専門領域は法律学、経済学、社会科学、教育科学、心理学、プロテスタント神学、カトリック神学、哲学、歴史学、古典哲学、芸術学、新言語学、東ヨーロッパおよびヨーロッパ以外の言語・文化学、数学、物理学、化学、生化学、薬学および食物学、生物学、地質学、地理学、医学、情報学、スポーツ科学に分かれている。自然科学、社会科学、精神科学ならびに医学の分野にわたった幅広い授業が提供されている。学生数は38,000人。

高齢者のための学習プログラム

フランクフルト大学には1982年以来、シニアのための学習プログラムが存在している。それは、「第三期の人々の大学 (Universität des 3. Lebensalters (U3L))」という名で設立された。「第三期の人々の大学」という名称は、1973年にヨーロッパで最初のシニア学習を開始したフランスのトゥールーズ大学での「第三期の人々の大学」の名を、そのまま採用したものである。フランクフルト大学の「第三期の人々の大学」は社団法人になっており、ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学内に教室、事務所をおき、正規のプログラムから選択した事業を提供している。フランクフルト大学の「第三期の人々の大学」は、活発な職業生活から身を引いた人々や退職後の人生段階に移りつつある人々を念頭に置いている。「第三期の人々の大学」は、高齢者に以下の機会を与える目的をもっている。

- 高齢者や高齢に近い人々の問題について学術的に討論する
- 高齢者に、最新の学術的成果に親しんでもらう
- 高齢者に、教養を豊かにする機会を与える
- 高齢者に、社会的老人学 (ジェロントロジー) 分野の研究に参加してもらう
- 学術的な関係を通じて世代間の出会いの場所を提供する

「第三期の人々の大学」の事業プログラムは「老人学の日 (Gerontologischen Tage)」をはじめ、冬学期の最初に開かれる連続講演会 (例えば「介護法とその実践への適用」) を含んでいる。学期期間中の「第三期の人々の大学」プログラムは、入門的・オリエンテーショ

的な内容、社会的老人学（ジェロントロジー）やその応用領域の授業になっている。これらの事業のために、さまざまな分野の講師がもっぱら「第三期の人々の大学」のために選ばれている。例えば、「科学的思考入門」「第三期の人々の大学の意味と人生の第三期に対するこの大学の働き」、「文学との出会い」といった入門講座などである。

社会的老人学の講座は、高齢に関連するテーマを幅広く扱っている。さらにまた、「高齢者の生活状況」「フランクフルトの劇場」などの学習グループがある。「創造的に書く」というワークショップや市と大学の図書館では、高齢の学生のための相談事業などもある。

「第三期の人々の大学」の学生のためにはさらに、ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学の講義要綱に記載されている授業の中から精選された、また各学部が推薦した事業に参加できるようになっている。「第三期の人々の大学」のプログラムには、1,400人もの高齢者が参加している。その約3分の2が女性である。

入学の基準と登録

中等教育修了証などの公式の入学資格は存在しない。ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学の「第三期の人々の大学」では、アビトゥアなしでシニア学生になることができるのである。最初の学期の間に、「第三期の人々の大学」の聴講生として登録する。「第三期の人々の大学の聴講生としての登録」については、講義要項に記載されている。詳しい登録書類が、「第三期の人々の大学」事務室にある。

授業の選択の方法は、「第三期の人々の大学」の独自のプログラム、およびヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学の講座から選択されたプログラムの二種類で構成されるリストの中から、希望するものに印をつける。選んだ講座名を、「第三期の人々の大学」の事務室に提出する。「第三期の人々の大学」の特定の事業については、事務室での予約が必要になる。各学期の掲載リストは、「第三期の人々の大学・講義要項」にある。

授 業 料

「第三期の人々の大学」の学生は、学期ごとに100マルクの聴講料、および2マルクの保険料を支払う。「老人学の日」の参加料金は10マルクから20マルクである。ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学は「第三期の人々の大学」の学生に対しては、聴講料の値上げをしていない。

Universität des 3.Lebensalters
an der Johann Wolfgang Goethe – Universität Frankfurt am Main e. V.
Veranstaltungen im Sommersemester 1996

フランクフルト中央大学 U3L 『1996年度夏学期の講義要項』

資料 5 – 4

V. 週 間 計 画

*フランクフルト中央大学の学部で開催事業（のうちで選択できるもの）

専門領域 1	法 律 学
専門領域 2	経 済 学
専門領域 3	社 会 科 学
専門領域 4	教 育 科 学
専門領域 5	心 理 学
専門領域 6a	プロテスタント神学
専門領域 6b	カトリック神学
専門領域 7	哲 学
専門領域 8	歴 史 学
専門領域 9	古典哲学および芸術学
専門領域 10	新 哲 学
専門領域 11	東ヨーロッパおよびヨーロッパ以外の言語・文化学
専門領域 12	数 学
専門領域 13	物 理 学
専門領域 14	化 学
専門領域 14	化 学
専門領域 15	生化学・薬学
専門領域 16	生 物 学
専門領域 17	地 質 学
専門領域 18	地 理 学

Universität des 3.Lebensalters
an der Johann Wolfgang Goethe – Universität Frankfurt am Main e. V.
Veranstaltungen im Sommersemester 1996

フランクフルト中央大学 U3L 『1996年度夏学期の講義要項』

資料 5-5

I. フランクフルト中央大学 U3L 1996年度夏学期開始の事業

夏学期前 ブリギッテ・ヘルンエッケ女史

テーマ：U3Lの意味と第三期の人生への作用

時間：1996年4月10～12日 9：30～12：00

場所：講堂1室

学期開始講演会 最初の学期の導入

時間：1996年4月17日（水） 14：00～16：00

講演者：Dr.ギュンター・ベーム教授（U3L所長）

場所：講堂14室

案内 フランクフルト市図書館および大学図書館の案内

1996年4月12日（金） 9：30～11：00

1996年4月16日（火） 9：30～11：00

1996年4月18日（木） 9：30～11：00

集合場所：大学図書館1階

相談 高齢の学習者による相談事業

1996年4月1日（月） 9：30～11：30

1996年4月3日（水） 13：00～15：00

1996年4月9日（木） 9：30～11：30

場所：U3Lのセミナー室

II. 連続講演会

場所：講堂4室

1996年4月17日 Dr.ギュンター・ベーム教授（U3L大学所長）

科学と倫理

- 1996年4月24日 Dr.スヴェトラナ・バラバノヴァ講師 (ウルム大学)
古代エジプト文明とメソポタミア文明
- 1996年5月8日 Dr.ゲルトルート・デニング＝ポルツァー教授 (カトリック神学部)
イスラムの女性－コーランにおける地位と役割、今日のイスラム社会での理解
- 1996年5月22日 Dr.ディーター・パルム教授 (医学部)
アンギナ・ペクトリスと心筋梗塞
- 1996年5月29日 Dr.パウル・ベルント・スパーン教授 (経済学部)
経済のグローバル化：福祉国家の驚異
- 1996年6月5日 Dr.ヴォルフガング・ポッチュ教授 (ライプチヒ大学)
地球の生命の諸現象
- 1996年6月19日 Dr.ヴェルナー・リヒャルツ教授 (プロテスタント神学部)
新しい考え方－新しい学習：フランクフルト・自由ユダヤ教育ハウスでのフランツ・ローゼンツヴァイク
- 1996年6月26日 Dr.ヴォルフガング・グァツァー教授 (社会科学部)
ドイツ再統一の社会的成果
- 1996年7月3日 U3Lの「創造的に書く」セミナーの学習成果の発表 (ヴェラ・パギン氏の指導)
10種類のものを書く－「創造的に書く」セミナーのテキストより

III. 演習 (セミナー)、実習、プロジェクトグループ

1. 入門・オリエンテーション開催事業

マリオ・ベッカー

テーマ：新しい考古学

フリードリヒ＝カール・ホットス

テーマ：老人学の問い入門

Dr.アルバート M・レー教授

テーマ：‘まじめなコメディ’－コメディ詩入門

ローラント・チストラ

テーマ：心理学入門

2. 社会的老人学

Dr.ブルンヒルデ・アーノルド

テーマ：高齢者調査－大学における女性の高齢学習者

Dr.ブルンヒルデ・アーノルド

テーマ：高齢学習者の社会的関係

ウリ・バイエル

テーマ：人生の中間の向こう側に － 新しい探究と意味

Dr.ギュンター・ベーム教授

テーマ：高齢者の教育 － 意味と目的、形態と内容

プロジェクト

Dr.フランク＝オラフ・ブラウアーホッフ／シルヴィア・ダーボ＝クルツ

テーマ：ボランティア参加と学術的な継続教育－理論随伴の研究セミナーⅡ

クラウス・ホイアー

テーマ：高齢者は経験的知識を用いる－オーラル・ヒストリー、歴史学の新しい方法

アンチェ・ホフマン

テーマ：シニアのためのスポーツ

Dr.クラウス・ヨルク教授

テーマ：健康と生活様式

ヒルデガルト・ノイフェルト

テーマ：高齢者の技術と奉仕活動

ロイ・オーバーミュラー

テーマ：機能的体操

Dr.ギュンター・パルゼン教授

テーマ：マスコミュニケーションと消費政策－家族の生活サイクルを考慮して

Dr.エスター・リングリンク

テーマ：家族の結びつきについて

Dr.ベルント・スパーン

テーマ：人生および死に対する自己責任

3. 社会的老人学の応用分野

Dr.ギュンター・ベーム教授

テーマ：哲学を題材としてとらえる現代の諸問題

Dr.ギュンター・ベーム教授

テーマ：ゲーテ翁の人生哲学

クリスチアーネ・ハマン

テーマ：‘墮落してしまった息子、出来そこないの娘’ - 文学におけるドラマティックな
家族史

ゲルハルト・フープマン

テーマ：技術的-学術的文明開化の諸問題

エルケ・クローネンベルガー

テーマ：童話を題材としてみた自立した女性

ヴェラ・パギン

テーマ：文学を書く I

ヴェラ・パギン

テーマ：文学を書く II

Dr.クラウス・ポーチャ

テーマ：アルトウール・ショーペンハウアー：人生の英知を考えるにあたってのアフォ
リズム

Dr.クラウス・ポーチャ

テーマ：価値観に関する哲学と心理学

4. 他専門分野からのプログラム

Dr.ロルフ・ベーカー

テーマ：ドイツ現代史の諸論争

Dr.ハンス・ベルクハイマー教授

テーマ：地震と地球内部の洞察

Dr.ウルズラ・ガイガー

テーマ：絵画における抽象性

Dr.カール＝ヘルムート・ホッファー

テーマ：哲学講義

Dr.カール＝ヘルムート・ホッファー

テーマ：疎外された人間（Ⅲ）

ヘルムート・コーレル

テーマ：フランクフルトの劇場

ギーゼラ・クラム＝キュリーレア

テーマ：生命に危害を与えるものとしての芸術

Dr.ヴェルマー・リハルトツ教授／Dr.ペーター・デーゲン

テーマ：アルベルト・アインシュタイン：ユダヤ系のドイツ人物理学者および宗教哲学者

Dr.ペーター・マイアー

テーマ：フランクフルトの教会

オトマール・プロヒャー

テーマ：19世紀ロシア文学の諸作品－第四部：イヴァン・S・ツルゲーネフの『父と子』を読む

Dr.ギュンター・ラードラー

テーマ：イタリア・ゴチック様式の彫刻

Dr.ハインツ＝ヴァルター・ラウドナート教授

テーマ：自然科学的犯罪学での現代的方法

Dr.ウド・ラインハルト

テーマ：見て理解する－現代芸術および古代神話（第四部）：Fin－de－siecle から
20世紀中期まで（スライド使用）

Dr.イングリット・リーデル教授

テーマ：生活局面－生活の克服－膨張し限度を超えることについての神話および宗教
儀式

Dr.ライナルド・シモン

テーマ：中国文化における女性

Dr.ディーター・ティノ・ヴェーナー

テーマ：アメリカ絵画

② 施設における学習機会とプログラム

ここでは、大学以外の教育施設あるいは社会福祉施設に位置づけられる、高齢者のための教育・学習活動やプログラム、あるいは、社会参加のためのプログラムを持っている施設の活動とそのプログラムについての資料を紹介することにする。

ここで取り上げる施設は、「ソーシャルワーク会館」である。

まず、「ソーシャルワーク会館」がどのような施設であるかについては、資料5－6に述べられている。その中でも特に、高齢者教育の観点に立った高齢者の活動として、どのような目的でどのような活動があるかについては、資料5－7～資料5－10に紹介されている。

資料 5-6

ソーシャルワーク会館 (Das Institut für Sozialarbeit)

担当分野および作業領域

ソーシャルワーク会館（センター）は（自由な介護福祉およびDPWVの施設であるが）、1899年にフランクフルトの企業家ヴィルヘルム・マートン（Wilhelm Merton、金属会社の創設者・フランクフルト大学共同創設者）により、「私的な救済センター」として産声をあげた。

ヴィルヘルム・マートンはさまざまな社会的努力や事業を行い、それにより、この私的な救済センターは特別な位置をもつようになった。マートンが提唱したセンターの中心理念は以下のようにまとめられる。

- ・社会領域や公共に奉仕する施設を作り、運営すること
- ・社会問題の解決にむけて学術的研究を行い、実現すること

当センターの役員は、さまざまな領域の救済を行う私的機関は、公的機関（市・州・連邦など）による法的な義務行為の補完的役割を果たさなければならないという考えに立っていた。そこでまず、緊急救援のための共同施設が生まれた。

当センターの活動は当時のドイツでは先駆的であった（フランクフルトのゲーテ大学には現在、1945年以降のヘッセン州でのソーシャルワーク発展における“センター”の位置について学位論文が出されている）。設立から1933年までの間に、今日「ソーシャルワーク」という概念でまとめられるような、一般的な救済活動の基礎が作られた。

この会館のおよそ100年近くになる歴史の中で、休止期間もあれば方向づけの修正も行われた。社会状況と結びつきながら、地域社会における矛盾や救済要求に基づいて、活動が進んでいった。1970年代のはじめに当センターは、「ソーシャルワーク会館：私的な救済センター」という拡大された名称になった。1994年には当会館長は、「私的な救済のためのセンター」という慈善施設を設立した。この慈善施設の収益は当会館の活動にまわされ、収入の約4分の1を占めるに至っている。その他の収入は参加者の寄付、スポンサー、公的機関（市、州、連邦）、ならびに時々のプロジェクトに基づく慈善施設からのものである。

社会的任務についてのプログラムは、1980年代後半になって強調されるようになった。これまで存在していた会館の高齢者援助（1960年代初頭にはモデル施設としてシニア・クラブが設けられ、1986年にはシニア相談所が設けられた）に加えて、幹部は、高齢者グループのみを対象とするひとつの概念を作り上げた。

公的なソーシャルワークの領域における公的団体の活動を補うという目的は、ひとつの革新的な、そして高齢者の要求にそのような概念を作ることになった。すなわち、以下のよう
にまとめられる。

- ・十分な援助プログラムによって、高齢者が自立した生活形態を身につけるようになり、孤立や孤独にならないようにすること
- ・個人的な相談活動を通じて、高齢期の生活状況の改善をはかること
- ・自助への援助を促すこと
- ・いわゆる元気な高齢者に社会参加（市民参加、ボランティア（パートタイム）ワーク）の可能性を開くこと

当会館は、援助をあたえ、援助を受けることを結びつけるという役割を持っている

この数年来、当会館はボランティア（パートタイム）職員の活動についての様々な、時代の要請に応じたプログラムを開発してきた。ボランティア（パートタイム）ワークはさまざまな任務分野のあらゆる活動領域に存在している。当会館は公的な活動をはじめパートタイム的な参加活動を、当施設の中でだけでなく地域社会で行うことを求めている。たとえば、「シニア事務所・アクティブ（Senioren - Büro Aktiv）」は150もの施設・連盟・団体とネットワークを結んで活動している。これらはパートタイムワークを提供しており、高齢者施設に共に活動するよう求めている施設等である。。

当会館の中では専任職員とボランティア（パートタイム）職員との有効な共同作業が行われている。当会館は部分的に新しい分野に踏み込んでいる。つまり、組織や行政の中の責任ある地位で、パートタイム（ボランティア）職員の結びつきをつくるという仕事である。専任職員とボランティア（パートタイム）職員との緊密な共同作業は、将来は一つのモデルとなるだろう。当会館では12人の職員と約180人ものボランティア（パートタイム）職員が共に働いている。

当会館に所属するものに、以下のものがある。

- シニア事務所アクティブ（Senioren - Büro Aktiv）：ボランティア（パートタイム）労働のための相談・情報提供の場
- フランクフルト話し合いカフェ（Frankfurter Erzählcafé）
- フォーラム・高齢になること（Forum Älterwerden）
- ボランティア（パートタイム）労働入門ゼミナール（Seminare zur Einführung in ehrenamtliche Arbeit）
- シニア・クラブ（Senioren - Club）：高齢者が自発的に活動するグループ
- ボランティア（パートタイム）で運営されるカフェテリア
- 「法的介護（Gesetzliche Betreuung）」：かなり多くの人々が、ボランティア（パートタイム）で参加している。
- シニア相談・介護所（Senioren - Beratungs - und - Betreuungsstelle）：自宅介

護がボランティア職員により、訪問や特別援助を通じて行われている（シュツットガルトにある教育・障害者援助財団の援助を受けている）。

- 「死に至るまでの命に同伴すること (Lebensbegleitung bis zum Tode)」: ボランティア (パートタイム) 職員が、養老院にいる孤独で介護を要する高齢者を訪問する。

当会館の活動範囲は以下のようにまとめられる。

- フランクフルト市各地区での目標グループ活動 (Zielgruppenarbeit) (自宅介護)
- 地区活動を越えたプログラム (法律相談・介護、シニア・クラブ、シニア事務所・アクティブ、一連の開催事業)
- 連邦 (国) レベルで注目される革新的なプロジェクト、例えばシニア事務所・アクティブ、フランクフルト話し合いカフェ、死の同伴など

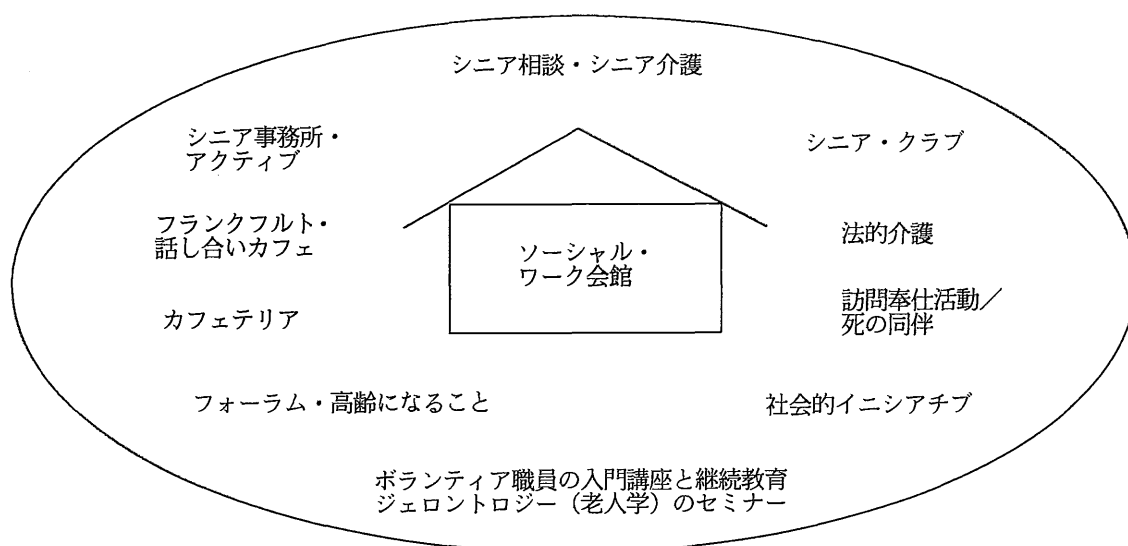
25年存在する、「シュツットガルト教育・障害者援助財団」との結びつきを契機に、わがソーシャルワーク会館は1996年11月15日に、ホーエンハイム大学において活動に対しての賞をいただくことになっている。

資料 5-7

ソーシャルワーク会館の、高齢者教育の観点に立った高齢者活動について

1989年以來、「高齢者」が活動の目標グループ（ターゲットグループ）になっている。この概念は第三期の生活段階にある人々に対する幅広い課題に向かおうとするものである。いわゆる元気な高齢者から高齢の高齢者までを対象に、それぞれの生活状況に応じた援助プログラムを提供するのである。

ソーシャルワーク会館の担当分野



概 念

出発点は能力モデルである。高齢者は文化的、教育的、社会的影響を受容するだけの対象にとどまってはいない。むしろ、自ら参加者である。

- ・自主的活動の機会をあたえる
- ・自己決定プロセスにおける自分自身の行為の種類や範囲を検討する
- ・責任、自己決定、共同決定のための空間を利用する
- ・経験的知識や職業資格の活用・拡大を可能にする
- ・自分の気力、要求拡大、関心を自ら組織する／自助と社会的イニシアチブを促す

会館での教育

教育概念：教育とは、自らの生活を自主的に行う能力づけと理解される。教育は生活の質に、また生活の意味の付与に貢献するものでなければならない。このような広い意味での教育理解において、教育は会館での活動の基礎になる。

教育目標：個人的および社会的能力の拡大

当会館での高齢者活動は以下のようにまとめられる。

- 高齢者の文化活動／高齢者に対する教育活動
- 高齢者になるための教育および年金生活への準備
- 自助（現在および将来の生活設計を、行動の主要動機とする場合）
- 高齢者が、高齢者および若い高齢者のために行うボランティア活動（資源としての第三期）
- 専門家によって行われる古典的なソーシャルワーク援助プログラム

自発的に行われる共同活動、自助、専門的な支援は共通の行動にまとめられる（会館の個々の担当分野にそった解釈）。

高齢者教育活動は、「シニア事務所・アクティブ」を通じて拡大されてきた。このプロジェクトが高齢者教育の立脚点になるにつれて、当事務所を越えて提供される担当・課題はほかの専門領域に属するようになった（経済学、博物館夜学校のような教育機関、環境、社会学など）。高齢者教育はあらゆる社会分野の中で、シニア事務所・アクティブによって発展を見せている。

資料 5-8

シニア事務所・アクティブ (Senioren - Büro Aktiv)

ソーシャルワーク会館

…新しい役割

シニア事務所・アクティブ (Senioren - Büro Aktiv) はフランクフルト・ソーシャルワーク会館の施設です。高齢者市民に対する情報、相談、および伝達の間として設立されて以来、この名前がついています。対象は年金生活に入った人々、および退職後の人生をきちんと計画しようとしている人々です。また子どもが大きくなり、新しい人間関係や課題を探している女性も対象になります。

この機会を利用し、自分の知識や能力を新しい分野に生かしましょう。あなたは必要とされています。ボランティア (パートタイム) の活動は多くの喜びと満足をもたらします。

共同利用施設や市の施設のプログラムの数の多さは、シニア事務所・アクティブの仕事が多いことを示しています。政治・健康・スポーツ・文化・環境・社会活動などでのボランティア (パートタイム) 活動があなたを待っています。

新しい個人的チャンスを考える人は、シニア事務所・アクティブこそがふさわしい場所なのです。

…何か意味のあることを行う

シニア事務所・アクティブは、社会の中で一緒に実践していけるような道を目指します。多くの人々が、たとえ高齢になっても新しい課題を見つたり、獲得してきた知識や能力を用いたり、「より多くの自由」を意味ある物にするために自分や他人のために行動したりするチャンスを利用しています。ここでは私たちがあなたがたを喜んで援助します。わたしたちは高齢者のグループであり、専任職員のドリス・アップルさんと一緒になって、ボランティア (パートタイム) で仕事をしています。

情報、相談、伝達、個人的能力や願望に対するボランティア (パートタイム) 活動

…シニア事務所・アクティブのボランティア的な活動：A-Z

- A 図書活動、作品展示相談、外国人の援助
- B 障害者および高齢者の同伴 (医院、劇場、役所)、事務所活動、相談事業
- C コンピュータ、チェロをひく
- D ドイツ語の援助、詩と思想
- E 遠足、専門的相談、お話
- F 車での移動、市内の博物館や展示のガイド

- G ストーリーテリング、会話を楽しむ、グループ事業
- H 手芸、宿題の援助
- I 拘置所訪問、インフォメーション事業、共通な関心をもつグループを援助する
- J 青少年を支援する
- K 子どもと遊ぶ、ピアノ演奏
- L 講義、プロジェクトグループの支援
- M 多文化グループ活動を行う、メディア活動、音楽を楽しむ
- N 自然保護活動を行う
- O 組織活動、公共的活動
- P 印刷活動、プロセス援助
- Q 文献研究
- R 編集活動、レパトリー活動
- S セミナーを実施する、障害者とのスポーツ活動
- T 電話相談、演劇
- U 翻訳、環境問題、余興
- V 朗読、当会館の任務
- W 散歩の実施や同伴
- X 木琴演奏、任意のアイデアを持ち寄る
- Y ヨガ講座を提供する
- Z 病床で話を聞く

・・・プログラム、さらなる事業

シニア事務所・アクティブは、実際のプログラムに関して「一緒にやろう (mach mit)」という雑誌を定期的に刊行しています。「一緒にやろう」はフランクフルト市内の各所で、役場、書店や薬局で入手できます。

シニア事務所・アクティブは、わたしたちがボランティア活動を行う対象となる男性・女性に対して、出会いと経験交流の機会を提供します。さらにわたしたちの交流会（食事つき）に参加する機会もあります。

シニア事務所・アクティブは、さまざまな連盟や活動グループと共に、博物館・学校・幼稚園そのほかの社会施設と共に活動しています。

シニア事務所・アクティブは、共同利用可能な施設において、ボランティア（パートタイム）活動のためのよい、個人的な条件づくりを目指しています。

資料 5 - 9

法的介護 (Gesetzliche Betreuung)

ソーシャルワーク会館

… 法的な根拠をもつ公的・私的な援助プログラム

わたしたちの仕事は肉体的、精神的な障害のために、あるいは心の病気のために自分の生活を規律することができない人々を対象にしています。そのようなあなたであれば、相談や相談者を必要としているのです。

1992年に制定された介護法 (Betreuungsgesetz) はこのような人々の幸福、保護、援助の必要をうたっています。同時にこの法律は自己決定の可能性の拡大を規定しています。この新しい介護法は何人をも力づけるものであり、該当する人々のより多くの自立を求めています。

連邦議会によって制定された組織的な介護では、介護者を団体ごとにまとめるようになっています。そうすることによって、専門的、組織的な観点にたって課題・問題を支援できるからです。

これらの課題・問題の中では特に、金銭上、行政が求める要件について支援することが重要になります。健康および個人的幸福の維持も大切です。

……わたしたちは介護団体であり、この法律の範囲で活動をしています。

… 専門的・社会的経営の諸課題

ここで述べた援助の枠組みを必要とする人々、そして彼らの運命が問題になります。しばしば問題は多岐にわたり、より多くの職員が協調して仕事をしなければなりません。これらの課題のためには専門的な介護者の役割が重要になります。

しばしば見られることですが、介護は大変労力がかかり、心理的負担があり、問題が山積みになります。介護者はこれに対して、どんな観点からも、必要な能力が用いられるようにならなければいけません。

このような介護には、医学、法律学、社会秩序、ソーシャルワークなどの専門家との学際的な共同活動が日常において必要になります。

……介護はわたしたちの仕事です。あなたがたは、わたしたちの長年にわたる経験による利益を受けるのです。

… ボランティアの介護活動は高い責任をともなっている

わたしたちは社会的な理解をもちながら市民に向かい合っています。つまり生活経験と忍耐力、供給への姿勢をもってしています。

あなたがたの時間の一部を、あるいはプライベートな能力や職業能力を、わたしたち団体をボランティア介護者として活用することができます。どうか、該当する人々が法律や義務を実行するのを手助けしてください。

もちろん、わたしたちは様々な方法であなたがたのボランティアを支援します。専門的な相談、継続教育、入門セミナー、話し合いを通じて援助者を援助します。

あなたがたは、自分の人生を自分で決定することができます。該当する人々にチャンスを与えてください。そうすればあなたは公務員である介護者にもなれます。

……わたしたちは団体の介護者であり、あなたがたの味方です。

… 個人的配慮という本質部分

介護によってあなたがたは、事故、病気、障害で苦しんでいるとしても、一日を一人でやりくりする必要はもうないという個人的願望を満たすことができます。

あなたがたは介護者に提言して、自分の習慣や要求のうちで何を介護者に配慮してもらいたいかを明らかにすることができます。介護の中であなたがたは、病気や老人介護、平均寿命の伸長による支援などの枠の中で提案を記録するのです。

あなたがたにとって重要なことすべてを、法律にそって実施することができます。あなたがたのイメージや願望は、役所の枠の中にあります。

……わたしたちは専門家です。この分野について、喜んであなたがたの専門的要望に応じたいと思います。

資料 5 - 10

死に至るまでの命の同伴 ソーシャルワーク会館の率先的な活動

…最後の数時間への援助

非常に多くの年老いた、重病の人々が孤独の中で死んでいっています。

自宅であれ、病院や老人ホームであれ、よい医学的な治療もなく、友人の助けもないままになっています。

多くの人々がこのような状態で孤独を感じており、重病と近づく死について心を痛めたままの状態です。

一般の看護人は、たしかにより仕事をしています。しかしながら、重病者や死に行く人への懸命で人間的な介護をするためには、また会話や訪問をするためには、彼らには時間が足りないのです。

…口実（逃げ口上）のかわりにイニシアチブ（活動）を

「死に至るまでの命の同伴」は、フランクフルト・ソーシャルワーク会館のプライヴェートな活動です。

わたしたちの任務は、重病者や死に行く人々が最後の数時間を孤独でなく過ごせるようにすることです。

一般の看護人が患者を見放す中で、わたしたちは訪問奉仕活動や徹夜での待機を行い、あるいはただ単にそこにいます。

最上の命令はそこでは、その人の要求であり、かれらの尊厳を大切にすることです。

わたしたちができることには限りがあります。病床によりそうごと、手を握ること、お話をすること、何かを朗読すること、操作の手伝いをする。当事者にとってこのことは、身にあまりある光栄かもしれません。たぶん、医者や看護人に比べて、唯一の人間的なコンタクトかもしれないのです。

…死とともに生きる

わたしたちが最後の数時間、数分、あるいはほんの一瞬でもつきそおうとする人々は、わたしたちの援助を待っており、われわれを頼りにしています。

これはしばしば、あまりにも重苦しい作業になります。死に対する不安をもっており、また自分自身に対する不安をも感じるからです。

わたしたちは直接死と向かい合い、死を受容することを学びます。これは、わたしたちが情緒的、合理的に克服していかなければならない新しい経験なのです。

したがって、わたしたちの活動は定期的に、専門的な指導を受けるのです。

会話をすることでわたしたちは、自分たちの仕事から生じる疑問点に対して答えを見出すようになります。わたしたちは、感情についてや生命や死について語り、そうしながら安心と方向性を獲得するのです。わたしたちはこれらの任務にとって、また自分たちにとっても新しい力を手に入れるようになるのです。

もっともっと「死に至るまでの、命の同伴」の活動について知りたいですか？

069/972017-0番の電話で、ソーシャルワーク会館についてさらなる情報を得ることができます。

… 100年にわたる人間性

ソーシャルワーク会館はほぼ100年前に、フランクフルト市民により民間の支援センターとして設立されました。こんにちわたしたちは、自発的な援助を支援する機関になっています。

すでに長い間にわたって成果をあげてきたことは、わたしたちの誇りとするところです。人間を、かれの自律と尊厳を尊重しています。

「死に至るまでの命の同伴」活動は、約25名の男女からなるグループによる共同の活動です。

(山本 和人)

ドイツの調査にあたっては上智大学助教授 三輪建二氏並びにタイヒラー曜子氏(ドイツ在住)にご協力をいただいた。